

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

D 編

機関

鋼船規則 D 編  
鋼船規則検査要領 D 編

2007 年 第 1 回 一部改正  
2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号 / 達 第 4 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議  
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認  
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
財団法人 日本海事協会

# 鋼船規則

D 編 機関

規  
則

**2007 年 第 1 回 一部改正**

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議  
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認  
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007年2月1日 規則第3号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## D 編 機関

### 2 章 ディーゼル機関

#### 2.3 クランク軸

##### 2.3.1 一体形クランク軸

-1.中、「特殊な製造方法により製造され、かつ、鍛造フローが連続で、」を「特殊な鍛造方法により製造され、かつ、」に改める。

## 13 章 管艙装

### 13.8 測深装置

#### 13.8.4 液面指示装置の構造

主文を次のように改める。

**13.8.1** に規定する液面指示装置は、本会が承認した形式のものでなければならない。ただし、本会が適当と認めた規格に適合したもの又は本会の適当と認めた証明書を有するものにあつてはこの限りではない。また、燃料油等の可燃性油に使用する液面指示装置にあつては、**R 編 4.2** によらなければならない。

## 22 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される機関の特例

### 22.2 特例の内容

22.2.4 を次のように改める。

#### 22.2.4 船級符号に **Restricted Greater Coasting Service** 又はこれに相当する付記を有する船舶

船級符号に *Restricted Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であって、かつ、国際航海に従事しない船舶にあつては **22.2.1-3.(1)**, **22.2.1-4.(2)**, **(3)**, **(4)**, **(6)**, **(7)**及び**(12)**の規定によることができる。

#### 附 則

1. この規則は、2007年2月1日から施行する。

---

# 鋼船規則検査要領

D 編 機関

要  
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007年2月1日 達 第4号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## **D13 管艙装**

### **D13.8 測深装置**

#### **D13.8.4 液面指示装置の構造**

主文を次のように改める。

規則 D 編 13.8.4 にいう「本会が承認した形式」とは、「船用材料・機器の承認及び認定要領第7編4章」に従って承認されたものをいう。また、「本会が適当と認めた規格」とは、JIS F 7211「船用5K弁付液面計」若しくはJIS F 7215「船用平形ガラス油面計」又はこれらと同等のものをいう。

### 附 則

1. この達は、2007年2月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる